

香港現地スキーセミナー実施事業委託仕様書

1 目的及び事業概要

香港市場のスキー旅行及び訪日旅行関心層に向けて、香港現地のスキー関連事業者と連携したセミナーを実施することで、混雑期（1～2月）及び混雑エリア以外への分散を図りながら、ウインターシーズンにおける本県への誘客及び周遊観光の促進につなげることを目的とする。

2 委託業務の名称

香港現地スキーセミナー実施事業

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）

4 委託料の上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 ターゲット市場・ターゲット層

ターゲット市場：香港

ターゲット層：日本でスキー・スノーボード及びスノーアクティビティを体験することに関心がある層、訪日意欲が高い訪日リピーター層

6 委託業務の内容

(1) スキーショップやアウトドア用品店等と連携したセミナー

ア 香港現地に実店舗を持つスキーショップやアウトドア用品店等と連携し、スキー・スノーボード及びスノーアクティビティに関心がある層に対し、本県スノーリゾートの魅力を伝えるセミナーを行うこと。

イ セミナーの実施時期及び会場は適切なものを提案すること。

ウ 連携するスキーショップやアウトドア用品店は計3社以上とし、1回あたり少なくとも20名程度が参加するセミナーを計3回以上実施すること。

エ 各連携先には、セミナーの認知獲得や情報拡散のため、SNSでの告知協力を要請し、各社1回以上、計3回以上実施すること。

オ セミナーでは、主に湯沢・妙高エリアにおいて、インバウンドの受け入れに積極的なスキー場を選定して訴求をするとともに、スキー・スノーボード以外のスノーアクティビティ体験や周辺観光情報の訴求も行うこと。

- カ 混雑期（1～2月）及び混雑エリア以外への分散や、マナー違反や違法ガイドへの注意喚起等、スノーアクティビティを目的としたインバウンド観光客に対して周知すべき留意点についても、セミナー内容の一部含めて啓発を行うこと。
- キ インストラクターやショップ担当者など、新潟県内のスキー場に精通し、魅力を効果的に伝えることができるセミナー講師を提案し、手配すること。
- ク セミナー実施時は、スキー商品やリフト券の販売等、県内スキー場に興味を持った参加者が旅行商品やリフト券を購入できる体制を整えること。
- ケ セミナー終了後は、セミナーの満足度など、今後のスキープロモーションの参考となるようなアンケートを実施すること。

(2) 独自提案

(1)のセミナーにおいて、参加者の県内スキー場への来訪を促進する取組や、セミナー内容等について SNS による情報拡散が図られる施策など、効果的なセミナーにするための有効な手法を提案すること。

7 留意事項

- (1) インバウンドの受け入れに積極的なスキー場や、スノーアクティビティが充実しているスキー場を選定するなど、ターゲット層のニーズを踏まえたセミナーができるように留意すること。
- (2) スキー・スノーボード以外のスノーアクティビティ体験や周辺観光情報と絡めながら、本県での長期滞在及び県内周遊が促進されるように工夫すること。
- (3) SNS 等での情報発信においては、令和5年10月1日より施行された景品表示法第5条第3号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。
- (4) 本事業で制作した成果物がある場合は、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会が国内外に新潟県の魅力を紹介する目的で使用する場合に限り、原則二次利用可能なものとする。ただし、疑義が生じる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。
- (5) 国際情勢や現地事情など、不可抗力により事業の実施に問題が生じる場合は、委託者と協議のうえで、方針を決定すること。

8 効果測定

下記項目を KPI（目標値）として設定し、事業を実施すること。

指標	項目	回数等
アウトプット	セミナー回数	計 3 回以上
	連携先によるセミナー告知投稿	計 3 回以上
	独自提案	6 (2)に基づき、提案すること
アウトカム	セミナー参加人数	計 60 名以上
	セミナー満足度	80%以上
	独自提案	6 (2)に基づき、提案すること

9 成果物の提出

(1) 納入期限

本業務の実施内容、情報発信結果、課題、提言等を整理した事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和 9 年 3 月 12 日（金）

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会

（新潟県観光文化スポーツ部国際観光推進課内）

(3) 納入方法

PDF ファイル（A4 サイズを基本）でメール提出すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせて、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

10 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ新潟インバウンド推進協議会の承諾を得ること。

11 その他

(1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。

(2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。

(3) 成果物に係る一切の権利は、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会に帰

属するものとする。

(4) 各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。

(5) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。